

家内労働を委託している委託者は、「委託状況届」を  
4月末までに提出して下さい。

家内労働者に家内労働を委託している委託者は、毎年、4月1日現在の状況を、「委託状況届」(様式第二号)に記載のうえ、4月30日までに、所轄労働基準監督署長に提出してください。

「委託状況届」(様式第二号)の用紙は、所轄労働基準監督署若しくは、厚生労働省ホームページでも取得できます。

リンク先 家内労働法の概要 項目番号5(1)参照

<http://mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099622.html>